

# 原告団

ニュース126号

目 次	
・裁判報告	1~10
・再処理学習会に参加して	11
・条例」制定を求める県民の会結成	12
・原告団総会報告	13
・2019年度会計決算報告	14
・核燃を巡る動き	15
・お知らせなど	16

次回裁判 2021年1月22（金）午後1時45分～ 青森地方裁判所 円卓会議  
午後2時～ 青森地方裁判所 口頭弁論

## 裁判報告

代表（弁護士）浅石 紘 爾

### 第1 青森県内の原子力情報

#### 1. 変更許可と適合性審査、工事の状況

- (1) 核燃サイクルの審査状況
- ・2020.7.29 再処理の事業変更許可
  - ・2020.8.26 高レベル一時貯蔵の事業変更許可

ウラン濃縮と低レベル最終処分場（1号、2号）は既に許可済み。

- (2) 東通原発  
原発直下の活断層評価で審査係属中
- (3) 大間原発  
2020.9.10 安全強化対策工事の着手時期を2年延期し2022年後半とし、運転開始も2年延期「28年度」を見込む。
- (4) むつりサイクル燃料備蓄センター  
2020.9.2 審査書（案）が発表される。  
2021年度の操業を目指す。
- (5) MOX燃料加工工場  
2020.10.8 審査書（案）が発表される。

#### 2. またまた再処理完工を延期

変更許可が下りて再処理工場再開のゴーサインが出たものの、日本原燃は、2021年上期の完工時期を2022年上期に25回目の変更。

甘い計画の見通しと技術的能力の欠如を露呈し、当初予定（1997.12）から25



2020.8.22 東奥日報

年遅れの醜態を演じました。

設工認は、主要設備・機器は1万件を超えるとされ、規制委員会からは早速、申請方法を改善するよう注文がつけられ、特に問題なのは、高汚染なレッドセル内の補強工事（工費7,000億円）の困難さを考えると、予定どおり使用前検査をパスできるかは極めて疑問。26回目の変更は必至と見られています。

### 3. 「青森県を高レベルの最終処分地としない拒否条例」制定運動開始

青森県内の殆どの反核団体と市民が結集して、2020年8月22日、『「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める県民の会』が結成されました。



2020. 8. 23 東奥日報

高レベル拒否条例は北海道など全国の自治体で制定されていますが、青森では、県議会に対する請願という形をとっています。住民票登録している有権者ばかりでなく、青森県民であれば誰でも請願署名ができます。目標は最低10万筆、県外の方でも参加できるし、ネット署名もOKです。期間は2年間です。

県知事や議会は、国との約束を楯に、条例不要を主張すると思いますが、最終処分地の選定が難航している現状に鑑み、このままでは再処理後に残るガラス固化体やTRU廃棄物、海外返還廃棄物がなし崩し的に六ヶ所に残置されることは火を見るよりも明らかです。条例制定は、県民の圧倒的意思によって、このような事態を阻止し、発生源である再処理工場や原発、中間貯蔵施設の運転を止めさせることを目標としています。

結成総会では、北大名誉教授小野有五先生の記念講演（「高レベル放射性廃棄物 地層処分の問題点」）が開催されました。

原告団の皆様には、多くの方に声をか

け、運動の成功に向けて協力下さいますようお願い致します。リーフレットを同封しました。

折しも、北海道の寿都町と神恵内村（いずれも泊原発近く）で最終処分地の文献調査申入問題が浮上、地元では漁協をはじめとして、いち早く反対運動がはじまっています。

## 第2 核燃裁判

### 1. 裁判正常化へ

コロナ緊急事態宣言が解除されたのに伴い、9月11日の青森地裁での核燃裁判もようやく元のような、準備書面の口頭での陳述（プレゼン）が行われるようになりました。ただ、傍聴は人数制限のため傍聴券の抽選が行われ、進行協議もいままでのラウンド法廷ではなく、5階の大会議室を使うという配慮がなされています。

当日は約2時間にわたって4通の準備書面を陳述しました。このうち（177）は、前回6月19日の裁判官交替に伴う弁論更新時の意見陳述を準備書面の形式にしたもので、これまでの原告主張のうち特に重要と思われる論点をまとめたものです。



2020. 9. 12 東奥日報

また、進行協議においては、7月29日に被告原子力規制委員会が下した再処理事業変更許可処分に対して、原・被告どのような対応をするか、具体的には（法的論議としては）訴えの変更をするのか、新たな訴えを出すのかについて意見交換がなされました。どの手続によるかについて、10月16日裁判所と原・被告の三者協議が行われ、これをふまえて原告団、弁護団としては、新訴を提起することに決定しました。別紙の「緊急のお知らせとお願い」をご覧ください。

## 2. 再処理裁判（準備書面要約）

### 〈準備書面（174）〉

#### —事業者への配慮による被告の判断の歪曲と信頼性の欠如 《伊東代理人》

### 1. 被告原子力規制委員会の不公正な体質

被告は、航空機墜落確率が $10^{-7}$ のオーダーを超えそうになると、F16（重量は20 t）以下の航空機の墜落事故を現実の事故1回を0.1とカウントするとした基準を変更し、防護設計不要とした。

このような不公正、ご都合主義的な姿勢を取り続ける規制委員会の行動原理と体質を明らかにする報告が毎日新聞によってなされた。

これによると、被告の判断は科学的、専門技術的知見に基づくものではなく、もっぱら事業者の利益に配慮した政治的なものであったことが明らかになった。

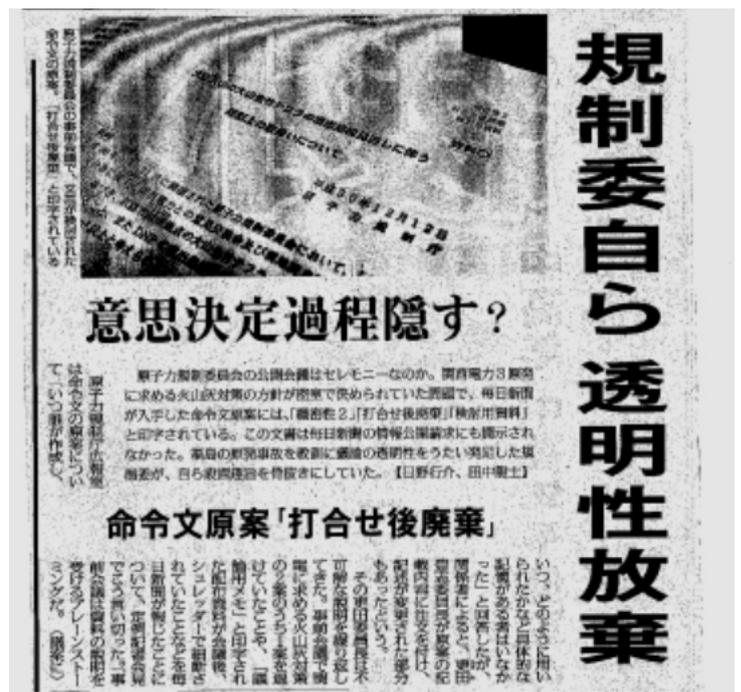
### 2. 毎日新聞の報道内容（要約）

再稼働した関電7原発における大山の噴火テフラ（火山灰）は、当初厚層は10cmであったが、その後25cmと評価され、変更許可に基準違反の問題が生じた。そこで、規制委員会は規制庁に「規制上の取り扱い案」の検討を指示し、次の2案が提示された。

- 1案 関電に文書指導で設置変更許可申請を求める案（文書指導案）
- 2案 関電に火山灰想定の新評価案（再評価命令案）

### 3. 報道で明らかになった被告の姿勢

非公開会議における更田委員長の発言で最も注目すべき点は、変更許可申請を求める文書指導案（事務方の第1案）について、更田委員長自身が1案の方がすごくすっきりすると評価していながら、差止訴訟が予想されるとし、「差し止め訴訟なんかだと、あれでもね、基準に不適合なんだからってという論理を生みやすいただろうなあ」という動機で1案を採用せず、原子力規制委員会の公式の会合では1案はなかったものとして2案のみを審議して終わったということ、すなわち原子力規制委員会の判断が事業者の裁判上の有利不利への配慮を主要な動機としてなされたということである。そして、更田委員長は、非公開会議で更田委員長が様々な意見を述べて事務方の案を修正した事実について毎日新聞記者から問われたのに対して、そんなことはしていないと虚偽の回答をしている。音声ファイルの存在により、被告原子力規制委員会の長である更田委員長が平然と嘘をついていることが明確に確認されたのである。



2020. 2. 9 毎日新聞

#### 4. まとめ

最高裁は、伊方判決で原子炉設置許可処分における行政庁の判断に専門技術裁量を認めて一定程度「尊重」すべきことの理由を、行政庁の判断が「各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して」行われることに求めている。

しかし、被告が行う規制基準の適合性審査は、本件再処理工場について航空機墜落に対する防護設計が必要な状況になるや規制基準の方を変更し、旧科学技術庁でさえ求めていた三沢基地配備の新戦闘機（F35）の墜落影響評価を求めないなど、もっぱら事業者の都合、事業者への配慮を優先してなされており、毎日新聞報道から明らかになったように、その被告の態度は、事業者の裁判上の有利不利への配慮に基づくものであり、被告の長である更田委員長は平然と嘘をつくという態度を取っているのである。

原子力規制委員会は、福島原発事故後に事故の再発を防ぐべく、「事業者の虜」にとどまらないよう設立されたその期待に背いているというべきであり、本件再処理工場の変更許可の判断を含む被告の判断は、科学的、専門技術的知見に基づくものとして尊重すべき基礎を決定的に欠いているというべきである。

#### 〈準備書面（175）〉

#### —日本原燃に再処理事業を遂行する技術的能力はない— 《 浅石代理人担当 》

#### 第1 技術的能力の欠如事例

日本原燃に本件再処理事業を遂行する技術的能力がないことは、100件を越す過去の事故・故障事例から明白であり、しかも再発防止の具体策は示されていない。

#### 1. アクティブ試験（ガラス固化）の失敗

##### (1) ガラス固化の重要性

分離後の高レベル廃液は一時貯蔵されるが、液体状では不安定なためガラス固化して貯蔵するガラス固化は、ウラン・プルトニウム抽出と並んで再処理の重要工程である。

#### (2) ガラス固化技術の未熟性

##### ① 最初につまずきあり

本施設では当初フランスのラ・アーグ再処理工場の技術を移転をする予定であったが、東海再処理工場（年間最大処理能力210トン）の技術の方が大型化が容易であること、炉の寿命が長いこと、廃棄物の発生量が少ないと言う理由から、東海の技術を採用することになった。

ところが、東海工場における固化試験は白金族元素が熔融炉底に堆積し熔融ガラスの流下を妨げるなどのトラブルに見舞われ、37年間の操業期間中わずか247本の固化体しか製造できなかった。

##### ② 六ヶ所工場での固化試験の失敗

ところが、2001年3月から始まった本施設でのガラス固化体の製造試験は、温度管理に失敗したため熔融炉の底部に白金族元素が溜まり、熔融ガラスの流下に支障が生じ、「洗浄運転を行ったり」「熔融炉に棒を突っ込んでガラスをかき混ぜる」という、当初設計にはない炉底攪拌と言う原始的作業を行わざるをえないトラブルに見舞われた。

2008年7月から再試験を繰り返したが、失敗を繰り返し、同年12月には攪拌棒が曲がり作業不能に陥り、また炉内天井レンガが落下するトラブルが発生して試験は中断した。その後モックアップ試験を行なった。

##### ③ 固化体の貧弱な製造実績

結局、アクティブ試験中に製造できた固化体は346本に過ぎなかった。本施設では年間800トン再処理して1000本の固化体を製造する計画であったから、試験運転とは言え、2年間の実績としてはわずか10数%の再処理しかできなかったことになる。

#### ④ 高レベル廃液の漏洩

2009年1月、2月、10月と3度にわたって高レベル廃液が漏洩する重大なトラブルに見舞われた。

#### (3) 完工の大幅な遅れ

固化の失敗は、工場の完工を大幅に遅らせ、完工時期は現在まで25回の変更の末、2022年上期となった。当初完工予定よりなんと25年もの大幅な遅延であり、この一事をもってしても日本原燃の技術的能力の欠如は明白である。

## 2. 重大事故の発生原因(1)・・・ 使用済燃料プールの欠陥工事

### (1) 使用済燃料冷却の重要性

原発から搬入された使用済燃料は貯蔵プールで冷却されるが、冷却水が漏れるとプール水が沸騰蒸発して水位が低下する。そうすると燃料はプール内で臨界を起こす。このような事態を防止するため、規制基準はプール水の漏洩に起因する燃料の損傷を重大事故と位置づけて冷却給水する等の設備の設置を義務づけている。

(2) これまでにプールからの漏水事故は4件、冷却システムの故障が2件発生している。

## 3. 重大事故の発生原因(2)・・・ 非常用電源の喪失

### (1) 非常用電源の重要性

外部電源喪失に備えて設置される非常用電源の供給が停止する事態を全電源喪失状態と呼ぶが、福島第一原発がこの状態に陥り原子炉の冷却不能によりメルトダウン、水素爆発による格納容器・建屋の損傷を招いて、チェルノブイリ原発事故を超えるレベル7の重大事故を起こしたことは記憶に新しいところである。

再処理工場においても、非常用電源が安全上重要な設備であることは、新規規制基準が「非常用電源設備及びその付属設備」の多重性、独立性の確保及び7日間の外部電源喪失を想定した燃料の貯蔵を

義務づけていること、また42条が重大事故に対処するために同様の設備の設置を要求していることから明らかである。

### 原燃再処理工場 経年劣化で雨水流入

日本原燃の六ヶ所再処理工場・非常用電源建屋で、配管が通る貫通部の隙間を埋めていたシール剤が経年劣化し、雨水が流入していたことが28日、原子力規制庁が公表した原燃担当者との面談録で明らかになった。経年劣化がみられたシール剤は2003年5月の建屋建設時に施工され、その後14年間補修などを行っていなかったという。

原発・故障

面談録などによると、非常用電源建屋で今年13日、貫通部2カ所から約0.8立方メートルの雨水が流入した。流入量が少なく、安全上重要な施設を含む設備に影響はなかったという。

雨水流入は同工場内で昨年8月にも発生し、原燃が現場調査を実施したが、今回の流入箇所は問題がないと判断していた。シール剤の劣化状況までは確認しなかったという。原燃は「望まざるままに劣化が認められた貫通部の補修を予定している。昨年の雨水流入を踏まえた保全計画の検討を進め、計画に基づき管理していく」とした。

規制庁は「このままでは同じことをまた繰り返すのではないかと懸念する。品質保証の取り組みに関して、まだまだ問題意識が足りないのではないかと指摘した。」

### 非常用電源建屋に雨水が流入した事故が発覚

2017. 8. 28 東奥日報

(2) 本施設における非常用電源に関する事故・故障は2009年9月から現在まで11件に及んでいる。

## 4. 重大事故の発生原因(3)・・・ 配管破断事故

### (1) 配管破断の危険性

再処理工場内には、総延長1300キロメートルに及ぶ配管、配管の継ぎ目は2万6000カ所に及ぶ。これらの配管が地震などの衝撃で破断したり、接合部が壊れたりすると、高レベル廃液やプルトニウム・ウラン溶液が漏洩したりヨウ素が大気中に放出する大事故に発展する危険性がある。

### (2) 「埋め込み金具」の不備

2015年8月26日、一般共同溝(トンネル)内の配管のサポートを固定している「埋め込み金具」が壁面から浮き上がっている事実が発覚した。

配管に固定金具の不具合があると何らかの衝撃が原因で配管が破損し、上記事故発生の原因となる。

### (3) 補修状況

不具合金具は検査記録が存在しなかったものを含めて総枚数は48万3280枚に達した。1年以上かけて補修したが一部は未補修のままである。

## 5. 重大事故の発生原因(5) . . . 不適切なケーブル敷設

### (1) 不適切事態

柏崎刈羽原発で、2015年9月に発覚した「不適切なケーブル敷設問題」に端を発し、六ヶ所再処理工場でも調査が実施された。対象は安全系ケーブル全数約5000本。中央制御室の床下配線などが現場確認された。その結果、約350本のケーブル同志の跨ぎや混在が発見された。

### (2) 不適切敷設の危険性

制御建屋、それも中央制御室や中央安全監視室の床下のケーブルが不適切に敷設されていると短絡による火災爆発を起こしたり、電気系ケーブルだけでなく、信号系ケーブルにおいても、様々な誤作動が発生する危険がある。中央制御室やその床下で大規模火災が発生した場合、大事故に発展するリスクが高い。

## 6. 常習化した違反と怠慢

(1) 日本原燃は、これまで数々のトラブル、不手際を繰り返し、規制委員会から度重なる勧告、叱責、注意、改善命令等を受けてきた。

### (2) 常習化した違反・怠慢

日本原燃の違反行為、怠慢は常習化しており、モラルハザードは社内に蔓延し、この企業体質は安全な事業遂行をする上で大きな障害となっている。一般の民間企業であれば早晩休業・廃業（倒産）していてもおかしくない事態である。原子力企業に対する監督官庁の規制はあまりにも甘すぎる。蟻の一穴と言うたとえどおり、この体質が再処理工場の大事故の誘因となることを銘記すべきである。

## 第2 技術的能力を確認した「審査書」の誤り

被告原子力規制委員会は、2020年7月29日、本件変更許可をするにあたり、審査書において、以下の事項を確認して日本原燃の技術的能力を認めた。

### 1. 組織は適切に構築され業務が円滑に実施されている。

しかし、本施設では劣悪な労働条件のせいで、2004年以降46件もの労働災害が発生しており、円滑な業務が行われているとは言えない。

### 2. 技術者は確保されている。

しかし、ガラス固化の失敗は、固化作業員の約3割が未経験者であったことも、その一因であると言われている。

### 3. 経験は十分に具備されている。

しかし、日本原燃の執行役員、社員は各電力会社及旧動燃出身者の役員、社員及び新規採用された未経験技術者、作業員の寄せ集めである。

### 4. 品質保証活動体制は、適切に構築されている。

品質保証活動とは、事業計画、設計、施工、運転、製造の各段階において、それぞれの品質保証責任者が保証事項を保証することにより、事業方針・計画を達成するための体系的活動を指す。

ところで、原子力施設の研究開発は、実験炉－原型炉－実証炉－商業炉の各段階を経て完成されるのが通常である。ところが六ヶ所再処理工場の場合には原型炉－実証炉のステップを飛び越して、実験炉（東海再処理工場）からいきなり商業炉の建設運転が行われた。しかも、品質管理（設計、施工、運転補修）は、前述のように外国頼みであった。再処理工場は多数の建屋、約1万基とも言われる設備機器で構成されているにもかかわらず、借り物技術の悲しさで、その施工、運転、保守管理が適切・十分に行えなかった。

1993年4月の着工から変更許可までの27年間における品質保証活動は、怠慢と隠蔽、改ざんの歴史であった。そのうち最悪な事例を1件紹介する。

2017年8月 再処理工場建屋に800リットルの雨水が流入したトラブルが発生し、その原因となった個所が14年間にわたって一度も点検していなかったことが発覚した。

これをきっかけに安全審査の中断を日本原燃社長自らが申し出、半年間にわたって、1万以上とされる再処理工場の設備、機械を全て点検し、品質保証活動が全く意味の無いものであったことが改めて証明された。

### 第3 本件審査の違法・無効

以上のような六ヶ所再処理工場の建設・運転状況（事故経歴）、規制委員会の審査経過と審査の過誤に照らし、日本原燃に再処理の技術的能力ありとした本件許可は違法・無効であるから、取消されるべきである。

## 〈準備書面(176)〉—火山事象のうち、火砕物密度流に対する安全性の欠如 その3 《中野代理人担当》

### 1. 火山ガイド改正の経緯

火山ガイドが伊方最高裁判決における「具体的審査基準」に該当することは争いのない事実であり、この不合理性が本件処分の違法性に直結することは明らかである。

そして、火山ガイドが「噴火が予測可能であること」を前提としているために不合理であることは、福岡高裁宮崎支部決定などで認定されてきた。ただ、それらの裁判では、破局的噴火等のリスクを社会通念に照らして事実上無視し、結論として原発の運転差止を認めなかったため、原子力規制委員会（原規委）も火山ガイドの改正等に踏み切ることはなかった。

そのような状況に大きな変化を与えたのが、伊方原発の運転差止を認めた広島高裁平成29年12月13日決定である。ここでは、現在の火山学の知見を前提として火山ガイドに正しく当てはめを行うと、過去最大規模の噴火において設計対応不可能な火山事象が敷地に到達した可能性のある伊方原発は立地不適となる旨が判断された。

すると、それまで民事の原発差止裁判では無視を決め込んでいた原規委も無視を続けられなくなり、「基本的な考え方」を作成、公表することとなった。ここでは、「『巨大噴火』によるリスクは、社会通念上容認される水準である」等とされ、

「巨大噴火」の可能性評価については火山ガイドにまったく示されていない緩やかな審査基準が示され、事業者の援護を試みた。

その結果、広島高裁平成30年9月25日決定では、差止判断こそ取り消されたものの、「火山ガイドが、巨大噴火について基本的考え方のような考え方をとっているものと認めることはできない」と、原規委の主張を否定するような判断がなされた。

また川内原発に関する福岡地裁判決では、原規委が事実上の当事者となった行政訴訟でも火山ガイドの合理性には疑義が差し挟まれる結果となった。

以上のような経緯を受けて、令和元年7月3日の原規委会合において、火山ガイド改正に向けた作業が開始され、令和元年12月18日新火山ガイドが成立した。

### 2. 新火山ガイドの概要

(1) 新火山ガイドは、巨大噴火について、他の噴火と異なる緩やかな取扱いを許容するものであり、従前の火山ガイドを実質的に改悪したものである。従前の火山ガイドは、現在の火山学の水準を見誤り、噴火の時期及び規模が相当前の時点での確に予測できること、モニタリングを行うことで前兆現象を的確に把握できることを前提に作成されたものであったが、新火山ガイドでは、火山学の水準を見誤ったわけではなく、最初からの確な予測も、モニタリングによって前兆現象を的確に把握できることも前提としていなかったと糊塗し、的確な予測を前提とするものではないと開き直るばかりで、不確実性を保守的に採り入れるという修正がなされていない。

(2) 新火山ガイドは、①巨大噴火のリスクを軽視し、立地評価を形骸化させたものというほかない。巨大噴火について、i 非切迫性の要件及び ii 具体的根拠欠缺の要件を具備すれば、「運用期間中の活動の可能性が十分小さい」と評価できるところ、ii の要件は、現在の火山学の水準に照らせば、噴火の具体的な根拠を示すことは不可能であり、無意味

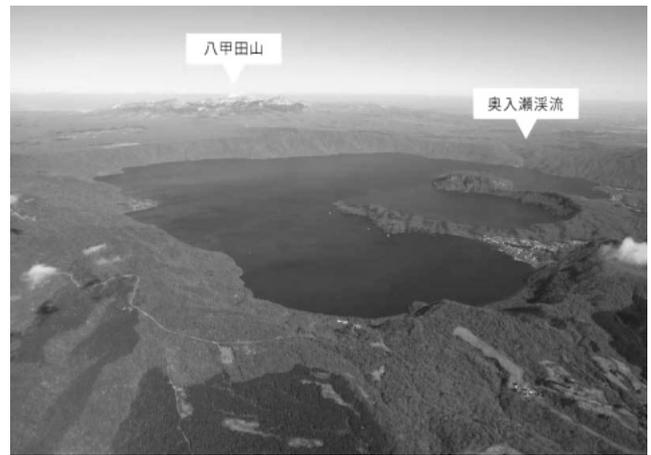
な要件である。また、iの要件は、切迫性を把握することも困難であるほか、差し迫っていないということが、なにゆえ数十年ないし数百年に及ぶ運用期間中の活動可能性が十分小さいことにつながるのか何ら説明されておらず、立地評価は、少なくとも巨大噴火に関する限り、実質的に形骸化したというほかない。

また、②「基本的な考え方」ないし新火山ガイドは、巨大噴火について他の噴火と異なる取扱いをする根拠として、「有史において観測されたことがない」という点を挙げているが、世界をみれば、歴史時代に何度も巨大噴火は発生しており、明白に事実を誤認している。本来は、発生した場合の損害が大きいからこそ、低頻度ではあっても保守的な判断がされなければならないが、真逆の対応となっている。

さらに、③新火山ガイドは、的確な噴火予測はできないという言い訳を付け加えただけで、現在の火山の状態を評価すればよいと開き直り、的確な噴火予測ができることを前提とする従来の枠組みを維持している。的確に予測できないのであれば、不確実性を保守的に考慮するような規定を追加し、安全を確保すべきなのに、安全を切り下げる判断をしている点で不合理である。

加えて、④従来は、大規模噴火の兆候を捉えて原子炉等を停止し、燃料を影響範囲外に搬出するという目的のために行われることとされていたモニタリングについて、「火山影響評価の根拠が維持されていることの確認」が目的であるとして、位置づけを曖昧不明確にした。

(3) 原規委は、令和元年改正について、火山ガイドの内容を変更するものではないと強弁するが、これは文言解釈の限界を超えている。従前の火山ガイドは、明らかに、噴火の兆候を的確に把握できることを前提としていたのであり、令和元年改正は、その誤りを誤魔化す趣旨でなされたものである。



十和田湖（奥入瀬フィールドミュージアムHPより）

また、令和元年改正は、特に本件施設の安全に関して問題となる十和田カルデラの大不動火砕流（To-Of）及び八戸火砕流（To-H）を意図的に考慮対象から除外するために社会通念を恣意的に解釈し、裁判例において「破局的噴火」に限定して許容することとしていたものを、合理的理由なく、「巨大噴火」にまで広げた（To-Of及びTo-Hは破局的噴火に該当しないが、巨大噴火には該当することになる結果、他の噴火と異なる緩やかな基準を適用できる）。

本件施設を再稼働するという結論に合わせて基準を変更する暴挙である。

### 3. 新火山ガイドに内容の変更はないという強弁の不合理性

#### (1) 文言解釈の限界を超えていること

原規委は、令和元年改正について、火山ガイドの内容を変更するものではなく、従前の規定を分かりやすく修正したものにならぬと強弁している。

しかし、これは文言解釈の限界を超えている。改正前火山ガイドのどこにも、「巨大噴火」と「それ以外の噴火」とを区別した記載は存在しない。

#### (2) 兆候把握によって燃料等を搬出できるという前提の誤り

また、改正前火山ガイドは、明らかに兆候把握によって設計対応不可能な火山事象が敷地に到達する前に燃料等を搬出できるという前提で規定されていた。新火山ガイドはその事実を誤魔化す趣旨で作成されている。

司法からの度重なる指摘を踏まえ、もはや誤魔化しきれないと悟っての改正である。そうであるとすれば、改正前火山ガイドの不合理性は明らかであるし、それが改悪された新火山ガイドの不合理性もまた明らかである。

(3) 実態に合わせて基準を変更するという愚を犯していること

① プロクルステスの寝台の逸話 - 基準の恣意的な改正

何よりも、「基本的な考え方」あるいは新火山ガイドが、本件再処理施設の安全に関して問題となる十和田カルデラの大不動火砕流 (To-Of) や八戸火砕流 (To-H) を意図的に考慮対象から除外するために、社会通念を恣意的に解釈して基準に取り込んだという点は、看過し難い違法というほかない。

平成29年12月8日の本件訴訟における期日で、原告ら代理人が、破局的噴火には至らないがこれに準ずる規模の噴火により、大不動火砕流及び八戸火砕流が敷地に到達していることを指摘した。その翌週である平成29年12月13日に広島高裁において破局的噴火を社会通念に基づいて容認することは許されないという決定が出された。これらを契機として、原規委は、「基本的な考え方」の作成に踏み切り、それまで裁判例において指摘されていた破局的噴火 (VEI7以上の噴火) だけでなく、「巨大噴火」という学術上の定義とも異なる独自の概念を作出し、社会通念によって無視し得る噴火の規模を拡大した。これは、明らかに十和田カルデラの2噴火をも社会通念によって除外する意図であり、恣意的な判断以外の何物でもない。

令和元年改正は、「基本的な考え方」を踏まえたものであり、これも恣意的な判断にはほかならない。ギリシャ神話に登場するプロクルステスの寝台の逸話同様、寝台の大きさ (審査の実態) に合わせて足を切る (基準を変更し、安全を切り下げる) の愚を犯すものである。求められる安全に合わせて基準や審査の実態を変更するのが本来の姿であるが、安全の確保という本来の任

務を忘れてしまったとしか言いようがない。

② 巨大噴火を特別扱いする合理的根拠はないこと

更田委員長が原規庁に指示したのは、あくまでも「破局的噴火」についての考え方の整理であり、これを、原規庁が勝手に「巨大噴火」と曲解した。

このように、六ヶ所再処理施設を再稼働するということを至上命題とし、その障害となる十和田カルデラにおける噴火を考慮対象から除外するために、実態に合わせて基準を改正することを許容してしまっただけは基準の意味がないし、規制の意味もない。これこそ、原規委が、福島第一原発事故後もなお推進側の虜となっていることの証左である。

③ 社会通念論を最初に持ち出した裁判所の責任

原規委設置法1条では、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないことが規定され、また炉規法1条では、大規模な自然災害の発生をも想定した規制を行うことが規定されている。ところが、火山ガイドの不合理性やガイド違反の審査を専門家や司法から指摘されても素直に誤りを認めることなく、裁判対策のために「巨大噴火」に独自の定義を施し「基本的な考え方」を発表して審査の正当化を図り、果ては「分かりやすさの観点から」の改正であると詭弁を弄して火山ガイドまで改正して、今も必要な規制を怠る原規委は、設置の理念や趣旨から大きく外れてしまっている。

その責任の一端は、破局的噴火等のリスクは社会通念上許容されている等という論理を最初に持ち出し、最終的に事業者・原規委を救ってきた裁判所にある。3.11前にほとんどの裁判体が事業者・規制機関に厳しい態度を取ることができなかった。このような司法としての反省を踏まえるならば、社会通念などを用いて事業者や規制機関を救うのはやめにして、変更許可取消という厳然たる結論を突き付ける必要がある。そうしない限り、原子力行政を健全化することはできない。

## 〈準備書面（177）〉

### —弁論更新にあたっての原告らの意見と主張

2020年3月に新しい裁判官が核燃裁判を担当することになり弁論が更新されました。新裁判長は水戸地裁から転勤してきた鈴木義和判事です。

これまで原告団が提出してきた173通の準備書面のうち重要な争点を5点取り上げて新しい合議体にアピールしたものです。

#### 第1 訴訟の経過について（浅石担当）

- ① 訴訟遅延の責任は被告にあること
- ② 変更許可審査は規制委員会の中立性・公正性を欠き無効であること（補正手続の違法）
- ③ 審査が法の指定要件に違反していること
- ④ 専門技術的裁量論批判

#### 第2 活断層と地震、不合理な耐震対策

（海渡代理人・上澤担当）

- ① 下北半島の海底に延びる大陸棚外縁断層の活動性
- ② 渡辺教授が指摘する六ヶ所断層の活動性
- ③ 基準地震動（700ガル）設定の過小評価
- ④ ストレステストにおける耐震裕度の目減りと耐震補強の困難性

#### 第3 火山事象に対する本件施設の安全の欠如

（中野代理人担当）

- ① 火山ガイドの不合理性（噴火予測は困難）
- ② 十和田カルデラの火砕流到達による立地不適
- ③ 降下火砕物の過小評価
- ④ 「基本的な考え方」の恣意的運用（巨大噴火に社会通念論を持ち込んで十和田カルデラを不当に除外した）
- ⑤ 火山ガイドの改定と新火山ガイドの制定

#### 第4 航空機墜落（伊東代理人担当）

- ① 原子力施設上空の航空機飛行の実情
- ② 再処理工場周辺の軍用機の飛行状況
- ③ 防護設計の前提条件（重量、落下速度）と落下による施設破壊
- ④ 落下確率に対する評価基準の不合理性（本施設の特異性を無視して全国平均で落下事故率を求めている）
- ⑤ 申請書は基準（ $10^{-7}$ ）ぎりぎりの落下確率である。
- ⑥ 基準を勝手に引き下げ（F16以下の重量機

の事故は0.1とカウントする） $10^{-7}$ のオーダーをクリアしようとした。

- ⑦ 三沢基地配属のF35Aの墜落による防護評価をしていない。

#### 第5 重大事故対策の不備（川井・山田担当）

- ① 重大事故対策としての閉じ込めの機能不全
- ② 非現実的な建屋外漏えい時の対策（放水砲による汚染ガスの叩き落とし）
- ③ 可搬型対処設備への安易な依存（運搬時の困難、火山噴火時の降灰対策の困難）
- ④ 事故対策は常設設備とすべき
- ⑤ 使用済燃料プール事故のシナリオは楽観的である。

#### 第6 平常時被ばく（吉田担当）

- ① 平常時被ばく線量22 $\mu$ Svは過小評価である。
- ② 評価の前提条件であるパラメータの信用性に問題がある。
- ③ 海洋投棄は国際的に全面禁止されているのに、再処理工場では原発の放出量、放出濃度を大幅に超える“垂れ流し”が行われている。
- ④ トリチウムが体内に取り込まれると遺伝障害、白血病の多発の報告（カナダ）がなされている。

### 3. 被告・原子力規制委員会の対応

コロナを理由に提出が遅れていた火山関連の準備書面（53）を提出しました。火山の基礎知識と火山ガイドを解説したものです。火山ガイドが不合理であるという判例に対する反論については口をつぐんでいます。3月の公判から提出日の7月31日まで5ヵ月間もあったのに、この程度の主張しかできないというのは、裁判引き延ばし作戦というか、反論の材料がないとしか言いようがありません。

次回には、基準地震動に関する準備書面を提出するそうです。

#### 第3 次回裁判

コロナの影響で日程調整に時間がかかり、ようやく以下のように期日指定がなされました。

あつと驚く準備書面を準備していますので、多数の傍聴をお願いします。

2021年1月22日（金）

午後1時45分～進行協議

午後2時～ 口頭弁論

## コロナに負けず、 再処理問題学習会に参加

事務局長 山田清彦

9月18日、東京で再処理問題の報告会があるので、参加して欲しいという要請がありました。この日は、函館市が起こした大間原発差し止め裁判が予定されており、いつもなら裁判が行われた後に弁護団から裁判報告が行われるまで1時間程度間が空くので、その時間を利用して六ヶ所再処理工場の話をしてもらいたいということでした。

この時の話では、裁判傍聴に来る方が裁判報告を聴く前に、六ヶ所再処理工場の話をするという認識でした。ただし、これまでの裁判でどのような話をしているかが分からなかったので、IWJの過去の映像を見て、だいたい60分もしない間に弁護団が到着して、つなぎの方の話が終わる感じでした。

そのくらいの時間であれば、六ヶ所再処理工場の新規基準に基づく審査が終わったけれども、その後に控える設計と工事の方法の認可に係る申請が膨大で、25回目の延期となった2022年上期の完工は無理でしょう。その根拠は、こうですよというくらいで1時間程度のパワーポイントを用意すればいいかも。ただし、コロナ騒ぎの中で東京に出かけるからには、六ヶ所再処理工場の問題に関心を持っていただけるように、手元に資料を配った方がいいと思い、主催者に来場者に配布する資料の増刷をお願いして準備しました。

ところが直前になって、裁判そのものが中止になったということの情報が届いたので、私の出番がなくなったのかと思ったのだが、「六ヶ所再処理工場の報告会」開催のチラシを2,000部配布したので、裁判の傍聴に来る方用に報告集会をやるという連絡が入りました。しかも、60分ではなく90分の報告にして下さいということでした。

これはハラハラドキドキのところありまして、来場者の関心は「大間原発裁判」のはずで、その後の「裁判報告」までのつなぎに、私が報告するはずでした。ところが、裁判が延びたら多くの方は来ないだろうし、来ても



帰るだろうから、私の報告に居残る人はせいぜいが30人もいるのでしょうか？という疑問がありました。それでも少ない来場者であっても「六ヶ所再処理工場の問題」を伝えるべきと思って、約200枚のPowerPointを用意しました。そのメモリースティックを携えて、会場に向かいました。

会場で主催者が用意したパソコンを利用して、パワーポイントのトップページが出たので、これで大丈夫と思ったのが後から考えると、間違いでした。

その会場には60名くらいの方がおいでになって、大間裁判の流れを弁護士が30分ほど語った後で、河合弁護士からと弘前出身の鎌田慧さんから、「今日は再処理の勉強に来た」という前口上があって、いざ私の報告になったのですが、パワーポイントがうまく動かない。

来場者にパワーポイントの資料がいきわたってないので、後は手元資料を使って、こちらから話を繋ぐしかありませんでしたが、90分は予定通り話しましたが、大汗モノでした。

再処理工場が延期した背景。日本国内での再処理工場立地場所探し。核燃サイクルが破綻している。再処理工場が2022年に完工すると日本原燃は言っているがそれはほとんど無理。再処理理工場の建物の中はアクティブ試験で相当に汚染されている。安全対策工事を行うにあたって日本原燃が出してきた進行表では、まずは安全対策工事に入り、安全協定を締結した後に操業開始してから放射能除去作業を行うなどの問題点を指摘しました。

その後、日比谷野音で「さようなら原発首都圏集会」が開催され、急遽2分で話してくれという依頼があり、1,300人の来場者に、安全対策工場の後に放射能除去作業を行う事などを話しました。これは、10月7日の社会新報の一面に顔写真入りで掲載されました。

## 日本何処でも最終処分地を作ってはダメ

『「高レベル放射性廃棄物最終処分地としない条例」制定を求める県民の会』が結成  
原告 三沢市在住 伊藤和子

脱原発・反核燃をめざすアクションを起こそうと、昨年の秋から、反核燃の運動を続けてきた労働団体、生協、市民団体、原告団、個人有志で数回に亘り、話し合いを続け、青森県を最終処分地にしないために、一丸となって「高レベル放射性廃棄物最終処分地としない条例」制定を求める署名運動を取り組むことになりました。

コロナ禍の中でなかなか予定通りに進めることができないうえに、何とか8月22日に結成総会を終えることが出来ました。

1984年7月、青森県が電気事業連合会から核燃料サイクル計画立地要請があった時に、私たちは『青森県が「核のゴミ捨て場」になる』と声を大にして反対の声を挙げてきました。

1985年4月9日、当時の北村県知事が受け入れを決定、併せて「再処理から発生する高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の最終処分地については受け入れる考えがないと説明しました。木村知事、三村知事と3知事が、国と「県内を最終処分地にしない」とする確約文書を交し、三村知事は関係閣僚が変わる度に確約への姿勢を確認しています。

今回も10年ぶりに「核燃料サイクル協議会」が10月21日開かれ、閣僚や事業者らは「サイクル政策は国の基本方針として堅持」、「青森県を最終処分地にしない確約は順守」、「具体的なプルサーマル計画、プルトニウム利用計画を早期に提示」などと回答しました。

「確約」ということに惑わされ、全国からの原発の使用済核燃料、低レベル放射性廃棄物、劣化ウラン、TRU廃棄物、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体1830本）を受け入れてきました。本当に「確約」は守られるのでしょうか。これまでの国や事業者がやってきたことは信じる事が出来ません。

核のゴミの行先が無ければ、このまま「核のゴミ捨て場」になってしまいます。

立地を受け入れてから35年、再処理工場は

トラブルが多発して完工延期、当初の計画から25年も遅れています。大地震、大津波、火山噴火、航空機墜落など、最悪の危険に対する恐怖と不安は何一つ払拭できていません。

今年7月29日に再処理の事業変更許、8月26日には高レベル一時貯蔵の事業変更許可が下りました。しかし、最終処分地も決まらず、安全に埋設するという根拠も示さず、法令、安全指針などの法整備もされていない状況下で処分地を押し付けようとしています。

そんな中、10月北海道神恵内村、寿都町が最終処分地選定の文献調査の申入れをしました。

六ヶ所村が国策という名のもとでむつ小川原開発・核燃サイクル立地問題で経験したように、北海道の村や町で地域を分断するような状況になるのだろうと危惧します。

10万年も安全に保管できる安定した地下は地震国、火山国の日本のどこにもない。しかも300mも深い地下に埋設してしまうという。地下で放射性廃棄物が漏れ出しても誰も知らず、放射性物質で汚染される。そもそも何万年も保管が必要なものを地下に埋めてしまうこと自体無謀であり生物に対する冒瀆です。

青森県民は、核燃施設を「できたものは仕方ない」そんな気持ちになっているのではないのでしょうか。あらためて「青森県内を最終処分地としない」させてはならないと今回の条例制定を求める署名運動で県民に訴えていきたい。青森県はダメ、北海道でもダメ、他に処分地ができるばいいというものではないはず。日本のどこにも作っていけない。

地上で管理し、監視続けることが最も大切なことなのではないのでしょうか。

これ以上「核のゴミ」を増やさないために、その発生源である原発、再処理工場を停止し、「核のゴミ」の元を断つためにも、今回の署名運動を広めていきたい。

今回の「条例」制定を求める県民の会には県内で脱原発・反核燃の運動を長年続けている多くの団体、個人が参加しています。

これから、街頭宣伝、署名や学習会等の開催を計画しています。原告団は運動の中心となって積極的に取り組むことになっています。

皆様のご協力をよろしくお願いします。

## 2020年総会報告

事務局長 山田清彦

9月11日の裁判の後に、原告団総会を開催しました。

今年は新型コロナの影響で、「3.11集会」と「4.9反核燃の日集会」の開催が出来ず、6月の裁判では準備書面の読み上げが出来ないという状況が続きました。その影響が少しは抑えられつつあるということで、今回はようやく正常な形での裁判が行われ、東京の弁護団の方々も参加し、無事に裁判を終えた後の総会となりました。

総会の参加者は、青森県内の方を中心にして、札幌からと東京からも参加いただきました。

今回の総会では、再処理工場と高レベル放射性廃棄物一時貯蔵施設の新規制基準に基づく審査が終了して変更許可が出されたことを受けて、新しい訴訟を出すか否かが裁判所と被告と原告の間で打ち合わせをしていることが話題となりました。

従前の申請の中には、3.11福島原発以降に課題となった重大事故対策が盛り込まれておらず、新規制基準に基づく審査の中で重要な争点と認定されています。変更許可処分は、新しい処分なので、この争点を含め「新しい訴訟」を起こして、従前の裁判と併せて行う必要があるのではないかと、裁判所側が提案したということが、浅石代表から説明がありました。特に、青森地裁での判断を不服として仙台高裁に控訴する時に、従前の訴訟だけを行っているだけでは、一審で勝っても高裁で敗ける可能性があるのではないかととも言われたそうです。

総会の際にはまだ結論が出ていなかったのですが、最終的には新しい訴訟を出す方針となりましたので、そのための準備会を11月15日に開催することの周知をしています。

これまで原告になって頂いた方々全員を新しい訴訟に移すとなると、事件番号が違うので高額な収入印紙代を用意する必要があります。そこで、これまでの裁判を継続しつつ、新しい訴訟にも何人か加わって頂いた上で、新た

に参加者を募る案が示されました。

なお、再処理工場と高レベル放射性廃棄物一時貯蔵施設に許可が出ましたが、再処理工場の設計と工事の方法の認可申請を10月に出すと増田社長が明言していました（この後、12月に出すに変わった）。その後に、完工を1年先送りするとなりましたが、日本原燃が示した再処理工場の進行表を見ると、安全対策工事に1年かけ、安全協定を結んで後に操業する計画となりました。操業開始と同時に放射性溶液等の排出を行い、その後にせん断開始となっていました。つまりは、アクティブ試験中に貯まった放射性溶液等は、まだ総延長1,300kmの配管中に貯まっています。これを除去せずに安全対策工事を行うので、作業員は被ばくを避けられないのではないかとの懸念が生じます。その問題を、原告団として取り上げていく必要があるとの問題提起をしました。

特に増田社長は、トラブル発生の都度、地元の人が騒ぐと社員の士気が下がると考えているので、トラブルが公表される度に日本原燃宛に抗議文を出すくらいの戦術が我々には必要だと思います。その結果、社員の士気が下がって、再処理をする人材が集まらないくらいの影響力を発揮することが必要ではないでしょうか。

なお、今年は新型コロナの影響で、様々な集会が開催できませんでしたし、講演会の要請も少なくなりました。しかし、再処理工場を動かしたい側は、着々と準備を進めているので、「再処理工場不要」の理由を訴える作業をする必要は高まっています。そのために、原告団としての市民活動は必要なので、皆様のご協力をお願いして、総会の報告とします。

会計報告は非公表とします。

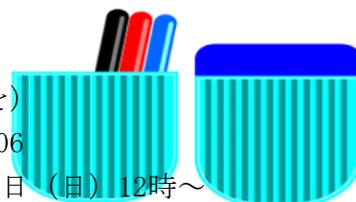
## 六ヶ所核燃などを巡る動き

2020年

- 7 22 日本原燃：海外返還のガラス固化体を一時保管している「高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター」で、建物や室内の気圧を低く保つための送風機と排風機計4台が4時間超にわたって停止したと発表。
- 29 原子力規制委員会：再処理工場が新規制基準に適合すると認める「審査書」を決定した。安全審査は2014年1月の申請から約6年半を経て正式合格となった。
- 8 2 原告団：事務局会議を開催（八戸市）。
  - 3 日本原燃：再処理事業所内体育館で、再処理事業部と技術本部、燃料製造事業部、協力会社合同の決起集会を開催。
  - 7 経済産業省資源エネルギー庁：高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定に向けた取り組みを説明するため、青森市の県労働福祉会館で自治体向け説明会を開催。
- 12 核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会（古村一雄代表）：再処理工場が原子力規制委員会の安全審査に合格したことなどを受け、更田豊志委員長宛ての抗議文を提出した。
- 21 日本原燃：再処理工場の完工時期を「2021年度上期」から「22年度上期」に1年延期することを正式決定した。延期は17年12月に続き25回目。
- 22 「『青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例』制定を求める県民の会」：高レベル放射性廃棄物の最終処分地受け入れを拒否する県条例の制定を目指し結成された。青森市で総会が開かれ、2022年5月までに「県内最低10万筆」を目標として署名を募ること、署名を添えた請願を同6月の県議会に提出することを決めた。総会終了後、小野有五北海道大学名誉教授による「高レベル放射性廃棄物 地層処分の問題点—青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としてはならない！」と題した記念講演会を開催。
- 24 原告団：核燃研を開催（ZOOM&東京共同法律事務所）。
- 26 原子力規制委員会：海外返還分のガラス固化体を一時保管している高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターについて、新規制基準に適合すると認める「審査書」を決定。安全審査で正式に合格とした。
- 26 日本原燃：高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの完工（安全対策工事の完了）時期を、今年11月から「2021年度上期」に延期すると発表した。北換気筒の耐震補強工事に時間を要することが主な理由。
- 9 2 原子力規制委員会：青森県むつ市のリサイクル燃料貯蔵（RFS）が運営する使用済核燃料中間貯蔵施設の「審査書案」を了承した。審査書案は事実上の合格証。着工から10年、審査申請から6年7カ月余を経て「合格」にこぎ着けた。この後パブコメを経て合格となる。
  - 5 原告団：事務局会議を開催。
  - 9 日本原燃：再処理工場ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋で、国際原子力機関（IAEA）と原子力規制庁がそれぞれ取り付けていた査察用の封印ワイヤが破断（8月5日発覚）し、規制庁から同日付で厳重注意を受けたと発表した。
  - 9 核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会：使用済燃料中間貯蔵施設に、50年間の貯蔵期間終了後の搬出先が明確になるまでは燃料搬入を認めないよう、むつ市に申し入れた。
  - 10 電源開発（Jパワー）：大間原発について、今年後半としていた安全強化対策工事の着手時期を「2022年後半」に2年程度延期し、「26年度ごろ」としていた運転開始目標時期は未定とした上で「28年度と見込んでいる」と表明した。延期は4回目。
  - 11 原告団：核燃裁判。4通の準備書面を提出。
  - 11 日本原燃：低レベル放射性廃棄物搬入。美浜原発から1600本。
- 30 原告団：核燃研を開催（ZOOM&東京共同法律事務所）。
- 10 2 使用済燃料再処理機構：新理事長に元東北電力上席執行役員青森支店長の佐藤敏秀氏（66）が就任すると発表した。
  - 5 青森県むつ市のリサイクル燃料貯蔵（RFS）：安全審査で、パブリックコメントの応募が約60件だったことが分かった。
  - 7 原子力規制委員会：MOX燃料加工工場の審査書案」を了承した。稼働へ向けた安全審査で審査書案は事実上の合格証。この後パブコメを経て合格となる。
  - 7 青森県議会：原子力・エネルギー対策特別委員会を県庁で開催。国は核燃料サイクル政策の堅持と必要性をあらためて強調した。
  - 9 北海道寿都町：高レベル放射性廃棄物を巡る最終処分場の選定で、片岡春雄町長は、原子力発電環境整備機構（NUMO）で近藤駿介理事長に応募書類を手渡し、第1段階の文献調査に応募した。同日、神恵内（かもえない）村は国からの申し入れを受諾し、文献調査の実施を受け入れた。
- 16 原告団：新規制基準の審査合格で、青森地裁と電話会議で、これからの裁判を巡り進行協議を開催。
- 20 原告団：核燃研を開催（ZOOM&東京共同法律事務所）。
- 21 核燃料サイクル協議会：三村知事がサイクル政策に関する国の取り組みを確認、要請するため、首相官邸で開かれた。加藤勝信官房長官は、「国、事業者が最大限の努力を払うことが重要と考えている。地元の声に配慮しつつサイクル政策を進める」とし、政策堅持を明言した。課題となっているプルトニウム利用については、大手電力会社でつくる電気事業連合会の池辺和弘会長が「早期に利用計画を示す」と述べた。
- 25 原告団：事務局会議を開催。

## お知らせ

- ★ **核燃裁判** 日時：2021年1月22日（金）14:00～ ●場所：青森地方裁判所  
★ **2020年 反核燃 秋の共同行動**（同封のチラシをご覧ください。）  
【むつ行動】 日時：2020年11月14日（土）13時～  
会場：むつ来さまい館イベントホール  
【産直と青森行動】 日時：2020年11月15日（日）青森駅前公園集合11時30分デモスタート  
会場：ねぶたの家ワ・ラッセイベントホール 12時30分～
- ★ **世界平和アピール七人委員会 青森講演会**（同封のチラシをご覧ください。）  
「行き詰まる日本の原子力開発—青森を最終処分地にするのか—」  
日時：2020年11月22日（日）午後1時30分～  
会場：リンクステーションホール青森 大ホール  
入場料：1000円（定員1000名、事前にチケットを）  
問合せ先：現地実行委員会事務局・090-4312-7406
- ★ **さよなら原発・核燃「3-11八戸集会」** 日時：2021年3月7日（日）12時～



カンパを戴いた方々です（敬称略）。ありがとうございました。

「個人情報保護のため、お名前の公表を控えます。」

### 編集後記

10月15日（朝日新聞）に95歳の料理家、辰巳芳子の警告「日本はすごく貧しい」という現在の食の危うさを語った記事が載っていた。

記事の中に、「この国はたんぱく質が皆無だよ。魚も昔の何分の一しかとれない、家畜はっていうと、もっと持っていない。豆よりほかしょうがないんだ。豆が無ければ、私たちの子孫は生きていられませんよ。せめて、大豆ぐらいもっていないと、どうしようもないんだ。あれは最低の線なんだ。

この国はものすごく貧しいよ。とっても貧しいんだよ。今の日本では貧しいという実感はできませんが、自給率は40%を割っているし、国産大豆は7%しかない。和牛といってもエサは輸入に頼っている。まずね、炊飯器を使わないでごはんを炊ける人になってごらん下さい。・・・自分を試してご覧下さい。物の本質を理解しようとする事です。」と警告。

我家の小学校3年生の孫が社会見学で市内の企業を見学してきた時、目をキラキラさせて、私をクイズ攻めにした。実際に目にしたり触れてきたことは、とても彼女を感激させたようだ。

今度、豆を植えることと、ご飯を土鍋で炊くことを教えよう。  
（伊藤和子）

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。

今回のニュースと一緒に、後期会費とまだ会費を納められていない方に振込用紙を同封致しました。何卒よろしくをお願いします。

### 会員・サポーター募集中！！

#### 核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

郵便振替:02300-9-37486

『核燃阻止原告団』

会 員 /年間6000円（購読料共）

サポーター /年間3000円（購読料共）

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>